

2023年10月制度スタート!

# インボイスの情報提供 きっかけトーク

税理士法人 SBL 代表社員／税理士  
行政書士／CFP®

八木 正宣

2023年10月から開始予定のインボイス制度。本連載ではお客様への情報提供の際に押さえておくべきポイントをきっかけトークとともに解説します。

## 第6回

インボイス発行にあたり  
記載事項や様式について  
ご存知ですか?



イ

ンボイス発行事業者は、10月1日から始まる新しい様式の適格請求書（インボイス）を発行する準備をしなければなりません。

今号は、取引の相手方に交付するインボイスの様式について解説いたします。

### 請求書等の発行体制が見直されているか確認

多くの企業で利用されている請求書等発行ソフトやサービスは、すでに区分記載請求書に対応しており、インボイス制度導入に際してバージョンアップが予定されていると思われます。

しかし、市販のソフトやサービスを利用しておらず、自社独

自に開発したシステムやエクセルなどで請求書等を発行している場合は、インボイス制度が求める記載事項を満たすよう、見直しをしなければなりません。

図表はインボイス制度で記載しなければならぬ項目で、下線部分が従来の区分記載請求書に追加して記載しなければならない項目になります。

インボイス制度では、記載事項が定められているだけで、その様式までは特に定められていません。したがって、手書きの領収書であっても、求められる事項が記載されていればインボイスに該当します。

インボイス制度導入により、課税売上高が1000万円以下

である免税事業者の多くがインボイス発行事業者を選択するものと思われます。これらの小規模事業者は、請求書や領収書を手書きで対応しているケースも少なくなく、手書きでもインボイスに該当する旨を伝えるとよいでしょう。

### インボイスは電子データや複数書類での交付も可能

#### ●電子データの場合

インターネット取引が当たり前となつていく中で、請求書や領収書を紙で印刷して手渡し、または郵送することは少なくなつていきます。取引相手の事業者から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。紙での交付に代えて次のような電磁的記録によつて提供することができま

●光ディスク等の記録用媒体による提供

●EDI取引における電子データの提供

## ●適格請求書・適格簡易請求書の事項

### 適格請求書（インボイス）

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書 △△商事(株) ○○御中  
登録番号 T 0123456...  
11月分 131,200円 ××年 11月 30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...	...	...
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

※ 軽減税率対象

### 適格簡易請求書（簡易インボイス）

- ⑦ 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ⑧ 取引年月日
- ⑨ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ⑩ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑪ 税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率

スーパー○○ 東京都...  
登録番号 T 123456...  
××年 11月 30日

領収書

ヨーグルト *	1	¥108
カップラーメン *	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
10%対象		¥550
消費税額		¥24
消費税額		¥50
お預かり		¥1,000
お約		¥126

※ 軽減税率対象

適用税率又は消費税額等のどちらかを記載 ※両方記載することも可能

出所：国税庁「適格請求書保存方式の概要」

- 電子メールによる提供
- ウェブサイトを通じた電子データの提供
- 契約書による定型取引の場合  
建物賃貸契約書などに基づき取引が行われ、請求書や領収書が交付されない場合であつても、原則として、インボイスの交付が求められます。このような場合には一定期間の取引をまとめて、インボイスを交付することができます。なお、インボイスに求められている記載事項は、1つの書類だけですべてが記載されている必要はなく、複数の書類で記載されていれば、それらの書類全体でインボイスの記載事項を満たすこととなります。
- 例えば、令和5年9月30日以前からの契約について、契約書に登録番号等の適格請求書として必要な事項の記載が不足している場合には、別途、登録番号等の記載が不足していた事項の通知を受け、支払いの事実を証明する書類や契約書とともに保存していればインボイスとして認められます。
- 適格簡易請求書の場合  
不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食業、タクシー業等については、受領者の氏名又は名称の記載を不要とし、「適用税率」「消費税額等」のうち一方の記載のみでよい簡易インボイスを交付することができます（図表）。
- 適格請求書が不要な場合  
なお、インボイスを交付する

取引先に伝えたいポイント



- インボイスを発行するにあたって、自社の請求書発行システムが新様式に対応しているかの確認を促す。手書きやエクセルで請求書等を作成している場合は必要項目を追記する
- 一定の条件下では電子データ、複数書類での発行、簡易インボイスでの交付が認められている。なお、インボイスの交付が不要なケースもある

ことが困難な「バス、鉄道など公共交通機関による3万円未満の旅客運送」「自動販売機で販売されるジュースなどの物品」「郵便ポストに投函される切手などの郵便サービス」など一定の取引は、インボイスの交付義務が免除されています。